

# 超軽量動力機等の 安全な飛行のために

出典 運輸安全委員会 事故調査報告書

## 超軽量動力機等の事故の発生状況

過去から死亡事故を含め超軽量動力機等による複数の事故が発生しており、最近では平成30年11月茨城県行方市及び熊本県産山村において超軽量動力機の事故が発生したところです。

これらの中には、航空法上必要とされる許可を取得せずに飛行していたケースや、許可を受けた飛行範囲(出発地から原則として3km以内)を逸脱して飛行していたケース等も多く含まれております。

超軽量動力機等により飛行を行うときは、**航空法上必要な許可を取得**するとともに、**許可条件を遵守**して頂き安全運航に心がけて下さい。

【事故例①】平成27年8月15日、茨城県で、自作航空機が飛行中に墜落。  
機体は損傷し、操縦者及び搭乗者2名死亡。  
▶許可の有無：無し  
▶原因：重量重心位置逸脱による失速



出典 運輸安全委員会 事故調査報告書

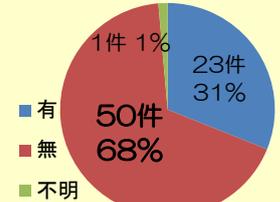
【事故例②】平成30年4月22日、広島県で、超軽量動力機が飛行中、電線の上に設置された架空地線に接触し、墜落。機体は大破したが、操縦者に死傷はなかった。

▶許可の有無：許可は取得していたが、同機の飛行は、航空法の飛行許可範囲や最低安全高度を遵守することなく行われていた。  
▶原因：低高度飛行による架空地線への接触



出典 運輸安全委員会 事故調査報告書

### 超軽量動力機等の事故機の許可の有無(H11以降)



※グラフはH30.11.11現在。許可無しには飛行許可範囲を逸脱したものを含む。

## 航空法上必要な3つの許可

※以下を守らない場合、航空法の罰則の対象となります。

### ① 機体

超軽量動力機等を航空の用に供するためには、機体の安全性等を確認するため、**航空法第11条第1項ただし書きの許可**を受けることが必要です。

### ② 操縦

超軽量動力機等を操縦するためには、操縦者の技量等を確認するため、**航空法第28条第3項の許可**を受けることが必要です。

### ③ 場所

超軽量動力機等を航空法で規定する飛行場以外の場所で離着陸させるためには離着陸行為の安全性等を確認するため、**航空法第79条ただし書きの許可**を受けることが必要です。

① 機体 (申請・問合せ先)	② 操縦 (申請・問合せ先)	③ 場所 (申請・問合せ先)
<ul style="list-style-type: none"> <li>東京航空局 安全統括室航空機検査官 TEL：03-5275-9325</li> <li>大阪航空局 安全統括室航空機検査官 TEL：06-6949-6235</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京航空局 保安部運用課検査乗員係 TEL：03-5275-9321</li> <li>大阪航空局 保安部運用課検査乗員係 TEL：06-6949-6229</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>離着陸場所を管轄する空港事務所 航空管制運航情報官</li> <li>※各地域の管轄の詳細(航空局ホームページ) <a href="http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000212.html">http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000212.html</a></li> </ul>

## 安全確保のための注意事項ポイント(一例)

- 事前に**航空法上必要な許可**を取得し、飛行前にも自ら**申請・許可状況を確認**しましょう。
- 設計者や製造者が定める**マニュアル等**に従い、適切に**組み立て点検・整備**をしましょう。
- 整備状況、気象状態、燃料搭載量、飛行範囲など**飛行前の確認を適切に実施**しましょう。
- 飛行中の**急激又は過大な操作は禁止**です。
- 出発地から3km以内の飛行範囲や、市街地上空の飛行禁止等の**許可条件は遵守**です。等

### 航空局HP

▶航空法上必要となる許可に関する詳細

[http://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000115.html](http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000115.html)

### 運輸安全委員会HP

▶航空事故、重大インシデントの詳細

<http://jtsb.mlit.go.jp/jtsb/aircraft/>

## 💡 離着陸の場所を管理又は所有されている方へのお願い

- 超軽量動力機等の離着陸を目的とした**土地の貸借契約、使用の承諾等**をしている者に対し、航空法上必要な許可の取得がなされているか許可書の提示を求め等、**許可取得の状況の確認についてご協力**をお願いします。
- 許可書の提示がない**、又は、**飛行範囲の逸脱**や**粗暴な操縦等**を見かけた場合、**航空法違反のおそれ**がある超軽量動力機等の運航を知り得た場合などには、下記のとおり**国土交通省航空局まで情報提供**をお願いします。